

第4章 基本理念と目標

1. 坂出市の環境の現状

(1) 気候変動・脱炭素

世界の年平均気温偏差は、過去100年間に0.77℃の割合で上昇（日本では約1.40℃上昇）しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

このまま、地球温暖化が加速すれば、農業、食料供給、人間への健康等への甚大な影響が危惧されています。

本市の温室効果ガス排出量は、平成25年度以降減少傾向となっているものの、令和4年度時点で661千t-CO₂もの温室効果ガスが排出されています。2050年に向けてはこの温室効果ガス排出量を実質ゼロにしていくための取組を進めていかなければなりません。

そのためには、市民・事業者・行政の各主体は、省エネルギー・省資源化に向けて徹底して取り組むとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及や利用促進等の積極的な取組が急務となっています。「坂出市地球温暖化対策実行計画」の中で、本市が目指している「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比51%削減」の実現に向け取り組んでいますが、産業部門の割合が大きい点が課題となっています。

(2) 自然環境

本市は、樹林地、水辺地などで構成された良好な自然景観等の良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づく風致地区として、現在、聖通寺山、角山、笠山、金山、常山の5地区を指定しています。

都市計画区域内の用途地域の状況は、工業専用地域が602.0haと最も広く、31.8%を占めています。本市では、山林等自然環境が少ない中、都市公園は風致公園が1箇所、街区公園が15箇所、緩衝緑地が3箇所、都市緑地が2箇所、広場公園が2箇所あり、市民の憩いの場となっています。

また、現在、本市には、国・県・市指定・国登録・記録選択の文化財が合わせて86件あり、それぞれの対象ごとに保護・保存され、適切に管理されています。文化財は、建造物、庭園、絵画、彫刻、工芸品、典籍、古文書、考古資料など多岐にわたっています。

文化財の保護・保全を図るため、文化財保護団体などに補助金を交付したり、文化的価値の高いものについては所有者や関係機関と連携しながら文化財を保護するため、文化財保護法に基づく指定・登録を行っており、引き続き継続して取り組んでいく必要があります。

本市における豊かな自然環境を創造するため、水辺環境の保全・創出、森林の保全・活用、生物多様性の確保を推進しており、具体的には、市民と協力して清掃活動を行ったり、開発事業等にあたっては、法令に基づいた環境影響評価（環境アセスメント）を実施したり、有害鳥獣の防除を推進する被害防止柵の設置などに補助金を交付していますが、これらの取組は引き続き継続して取り組んでいく必要があります。

緑化推進・創造するため、緑化推進事業費補助金を設置し、保存樹木等の管理・育成を行ったり、緑のカーテンの効果や作り方をPRする緑のカーテンパネル展を開催したり、緑のフェスティバルを開催し、苗木の配布や鉢花などの抽選会参加できる緑化募金などを実施しており、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

(3) 資源循環

ごみの収集状況を見ると、近年、可燃性ごみ（持込含む）は徐々に減少、不燃性ごみも粗大ごみとともに減少傾向となっています。

また、処理状況を見ると、可燃性ごみの焼却量も減少傾向で、同様に焼却灰の最終処分埋立量も減少傾向です。

本市では、循環型社会の構築を目指し、3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進、エネルギーの有効利用など推進していますが、具体的に生ごみ処理機の購入助成金の創設、リサイクルフェアの実施、ボトルtoボトルの実施するとともに、再生可能エネルギーの有効活用を図るため、住宅用太陽光発電設備の設置補助、公共施設におけるLED照明の普及促進を行っており、引き続き継続して取り組んでいく必要があります。

ごみの収集量は全体的に減少傾向になる中、再資源化量も減少していることが課題となっています。そのため、ごみの分別徹底と再資源化に一層取り組んでいくことが重要です。

(4) 生活環境

大気質※については、大気汚染監視自動測定機を市内に設置しており、テレメータ化し常時監視していますが、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素、微小粒子状物質で環境基準を達成している一方、光化学オキシダントは環境基準を超過していることが課題となっています。

水質については、海域・河川で調査をしており、令和6年度の測定では河川で測定したBODはすべての測定地点で環境基準を達成しています。また、海域で測定したCODも多く地点で環境基準を達成しており、環境基準を達成していない2地点においても、小数点以下の超過と環境基準に近い数値となっております。

騒音については、環境騒音3地点、自動車騒音3地点、道路交通振動を3地点で測定していますが、一般地域で環境基準を満了し、道路沿道では自動車騒音、道路交通振動ともに要請限度値を下回っています。

※大気質：オゾン、一酸化炭素、窒素酸化物、エアロゾル（固体または液体の粒子状物質）のような浮遊する地上の汚染物質の程度のこと

(5) 地域の基盤づくり

環境教育、環境情報の提供、市民参加による活動の推進を行っており、具体的には、カーボンニュートラルセミナー、環境教育講座、出前講座の実施、また公共施設里親制度などにより市民等による道路等の環境美化活動の支援、リフレッシュ瀬戸内など瀬戸内海全域の海岸及び海域でボランティア参加者とともに清掃活動を実施しています。

これらの取組は、引き続き実施していくことが必要です。

2. 基本理念

坂出市環境基本条例第3条には、本市の環境の保全および創造についての基本理念が定められています。本計画においては、より具体的な施策を展開します。

- ①市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、現在および将来の市民が享受できるように、快適な環境の保全および創造に努めます。
- ②すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減および持続的発展が可能な都市づくりを目指して、快適な環境の保全および創造に努めます。
- ③地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、地球環境保全に資するように積極的に快適な環境の保全および創造に努めます。

3. 将来の具体的目標

上記3つの基本理念を達成するため、本市の課題等を解決するため、将来の環境像として、「恵み豊かな自然と共生した持続可能な資源循環のまちづくり さかいで」を掲げ、横断的取組と4つの基本目標を設定します。

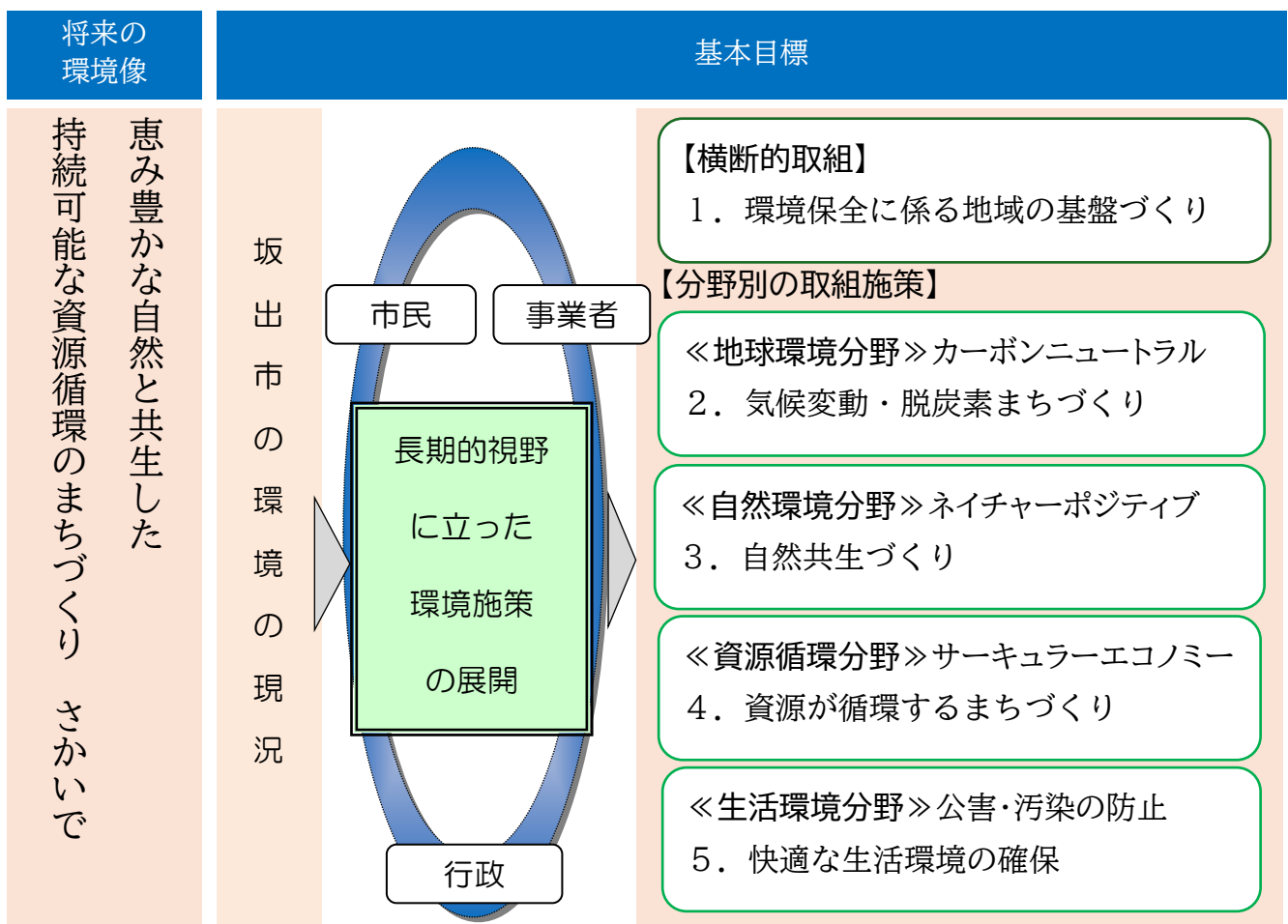


図 4-1 坂出市の将来の環境像と基本目標